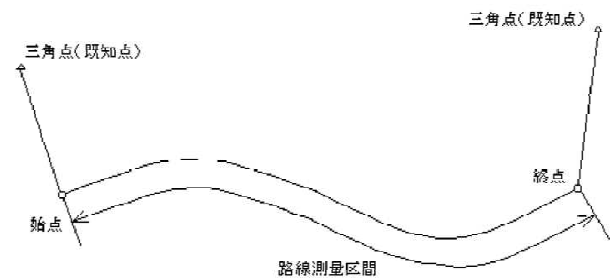
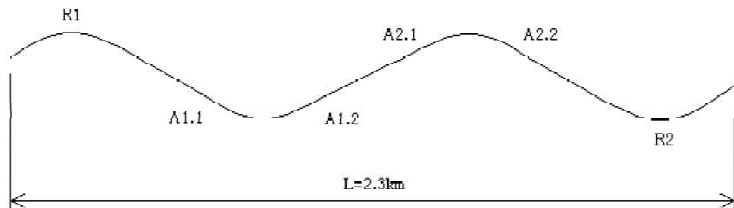
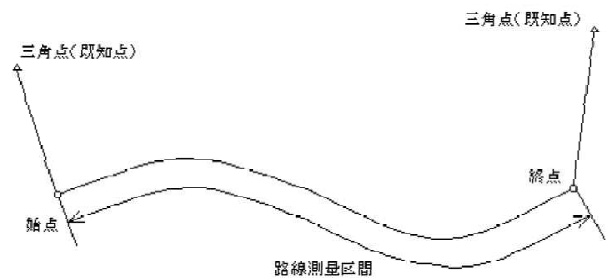
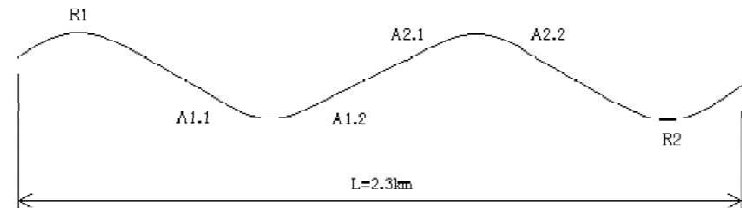


改訂内容	市場単価方式への移行による一部改訂																										
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																								
1-2-3 履行期間 の算定	4) その他 ① 必要内外業務期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。 年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間 夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間 ② その他の業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。 (3) 地質調査業務の履行期間 地質調査業務の履行期間の算定は次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は小数 数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て) まで算出するものとする。 履行期間＝必要内業日数×不稼働係数(内業)＋必要外業日数×不稼働係数(外業) (W1) (W2) ＋準備・跡片付け(外業)＋打合せ協議日数＋その他 1) 必要内業日数(W1)の算出 地質調査業務の内業については、1業務当り20日を標準とする。 2) 必要外業日数(W2)の算出 W2=Wa+Wb+Wc+Wd ① 機械ボーリング Wa=Σ(1箇所当りボーリング長 1日当り標準能率) ×補正率 ② サンプリング Wb=サンプリング機械の損料日数×試料数 ③ サウンディング及び原位置試験 Wc=Σ(設計作業量 1日当り作業量) ④ 足場据付・解体日数 Wd=必要箇所／1日当り作業量 3) 不稼働係数 不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。 4) 準備・跡片付け(外業) 準備・後片付け日数については、10日程度を標準とする。 5) その他 ① 必要内外業務期間内に、下記の期間が含まれる場合は加算するものとする。 年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間 夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間 ② その他の業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。 (4) 設計業務等の履行期間 設計業務等の履行期間の算定は下記の表を参考に決定する。 (単位：日) <table><tr><th>工 種</th><th>業務価格が3千万円 未満の場合</th><th>業務価格が3千万円 以上の場合</th></tr><tr><td>①道路橋設計等 ②建設設計等 ③トンネル及びトンネル設備の 調査・設計等 ④河川構造物の調査・設計等</td><td>Y1=0.04X+50</td><td>Y2=0.01X+140</td></tr><tr><td>⑥河川の調査・計画等</td><td>Y3=1.3Y1</td><td>Y4=1.3Y2</td></tr><tr><td>⑦砂防関連の調査・計画・設計</td><td>Y5=1.4Y1</td><td>Y6=1.4Y2</td></tr></table> 注) 1. Xは業務価格(単位：万円)とする。	工 種	業務価格が3千万円 未満の場合	業務価格が3千万円 以上の場合	①道路橋設計等 ②建設設計等 ③トンネル及びトンネル設備の 調査・設計等 ④河川構造物の調査・設計等	Y1=0.04X+50	Y2=0.01X+140	⑥河川の調査・計画等	Y3=1.3Y1	Y4=1.3Y2	⑦砂防関連の調査・計画・設計	Y5=1.4Y1	Y6=1.4Y2	4) その他 ① 必要内外業務期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。 年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間 夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間 ② その他の業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。 (3) 地質調査業務の履行期間 地質調査業務の履行期間の算定は次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は小数 数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て) まで算出するものとする。 履行期間＝必要内業日数×不稼働係数(内業)＋必要外業日数×不稼働係数(外業) (W1) (W2) ＋準備・跡片付け(外業)＋打合せ協議日数＋その他 1) 必要内業日数(W1)の算出 地質調査業務の内業については、1業務当り20日を標準とする。 2) 必要外業日数(W2)の算出 W2=Wa+Wb+Wc+Wd ① 機械ボーリング Wa=Σ(1箇所当りボーリング長 1日当り標準能率) ×補正率 ② サンプリング Wb=サンプリング機械の損料日数×試料数 ③ サウンディング及び原位置試験 Wc=Σ(設計作業量 1日当り作業量) ④ 足場据付・解体日数 Wd=必要箇所／1日当り作業量 3) 不稼働係数 不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。 4) 準備・跡片付け(外業) 準備・後片付け日数については、10日程度を標準とする。 5) その他 ① 必要内外業務期間内に、下記の期間が含まれる場合は加算するものとする。 年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間 夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間 ② その他の業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。 (4) 設計業務等の履行期間 設計業務等の履行期間の算定は下記の表を参考に決定する。 (単位：日) <table><tr><th>工 種</th><th>業務価格が3千万円 未満の場合</th><th>業務価格が3千万円 以上の場合</th></tr><tr><td>①道路橋設計等 ②建設設計等 ③トンネル及びトンネル設備の 調査・設計等 ④河川構造物の調査・設計等</td><td>Y1=0.04X+50</td><td>Y2=0.01X+140</td></tr><tr><td>⑥河川の調査・計画等</td><td>Y3=1.3Y1</td><td>Y4=1.3Y2</td></tr><tr><td>⑦砂防関連の調査・計画・設計</td><td>Y5=1.4Y1</td><td>Y6=1.4Y2</td></tr></table> 注) 1. Xは業務価格(単位：万円)とする。	工 種	業務価格が3千万円 未満の場合	業務価格が3千万円 以上の場合	①道路橋設計等 ②建設設計等 ③トンネル及びトンネル設備の 調査・設計等 ④河川構造物の調査・設計等	Y1=0.04X+50	Y2=0.01X+140	⑥河川の調査・計画等	Y3=1.3Y1	Y4=1.3Y2	⑦砂防関連の調査・計画・設計	Y5=1.4Y1	Y6=1.4Y2	削除
工 種	業務価格が3千万円 未満の場合	業務価格が3千万円 以上の場合																									
①道路橋設計等 ②建設設計等 ③トンネル及びトンネル設備の 調査・設計等 ④河川構造物の調査・設計等	Y1=0.04X+50	Y2=0.01X+140																									
⑥河川の調査・計画等	Y3=1.3Y1	Y4=1.3Y2																									
⑦砂防関連の調査・計画・設計	Y5=1.4Y1	Y6=1.4Y2																									
工 種	業務価格が3千万円 未満の場合	業務価格が3千万円 以上の場合																									
①道路橋設計等 ②建設設計等 ③トンネル及びトンネル設備の 調査・設計等 ④河川構造物の調査・設計等	Y1=0.04X+50	Y2=0.01X+140																									
⑥河川の調査・計画等	Y3=1.3Y1	Y4=1.3Y2																									
⑦砂防関連の調査・計画・設計	Y5=1.4Y1	Y6=1.4Y2																									

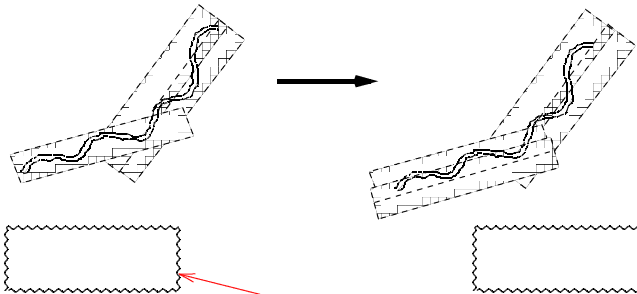
改訂内容	燃料消費率の改正による一部改訂																																		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																																
1-2-4 1-3 旅費交通 費の算定	2. 5千万円を超える場合または上表によりがたい場合は別途考慮するものとする。 3. 河川協議、警察協議、地元協議等が必要な場合はその期間を別途加算する。 4. 測量、地質調査、地下埋設物調査、交通量調査等を含む場合は、その期間を別途加算する 5. 履行期間内に下記の年末年始、夏期休暇が含まれる場合は、別途加算する。 年末年始.....12/29～ 1/ 3 6日間 夏期休暇..... 8/14～ 8/16 3日間 6. 準備、印刷製本及び設計歩掛に含まれる現地踏査に要する期間を含んでいる。 7. 同一設計業務等に各工種が混在する場合は、その支配的な工種の履行期間の算定式を用いるものとする。支配的な工種とは、直接人件費の最も大きい工種とする。 8. 履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。 9. プロポーザル方式による業務の履行期間については別途考慮するものとする。 10. 業務内容に変更等があった場合は、履行期間についても変更内容等を勘案し見直すことができるものとする。 1-3 旅費交通費 1-3-1 通勤及び宿泊の区分 (1) 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は当該業者が所在する市役所等とする。 また、現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。 1) 積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。 なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 <table><tr><th colspan="2">連絡車（ライトバン）運転費</th><th colspan="2">1日当り単価表</th></tr><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>単 価</th><th>金 額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>ガソリン</td><td>レギュラー</td><td>ℓ</td><td></td><td></td><td></td><td>2.9ℓ/h×○h</td></tr><tr><td>損 料</td><td>ライトバン 1.5L</td><td>h</td><td></td><td></td><td></td><td>運転時間当り損料</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>日</td><td>1</td><td></td><td></td><td>供用日当り損料</td></tr></table> 連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費は計上しない。 また、高速道路等の料金は別途計上すること。 2) 空中写真測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。尚、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない (2) 現地に滞在して業務を行う場合 上記（1）の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転費は、測量標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 1-3-2 旅費交通費の扱い (1) 旅費交通費の算定において、日額旅費については積算上、計上しないものとする。 (2) 鉄道運賃等 1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。 2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。 3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。	連絡車（ライトバン）運転費		1日当り単価表		名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	ガソリン	レギュラー	ℓ				2.9ℓ/h×○h	損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料	→ 2.6ℓ/h×○h	訂正
連絡車（ライトバン）運転費		1日当り単価表																																	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要																													
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.9ℓ/h×○h																													
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																													
〃	〃	日	1			供用日当り損料																													

改訂内容	運用方針の明確化による一部改訂																																
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																														
1-2-9	1－9 技術経費率の運用 (1) 技術経費率の異なる工種が混在する場合は、その業務の支配的な工種の技術経費率を採用する。支配的な工種とは、技術経費率の対象額が最も多い工種とする。 <table><tr><th>工 種</th><th>技術経費率</th><th>対 象 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>20%</td><td>2,000,000</td></tr><tr><td>B</td><td>30%</td><td>1,100,000</td></tr><tr><td>C</td><td>40%</td><td>3,600,000</td></tr><tr><td>D</td><td>30%</td><td>3,100,000</td></tr></table> 同一技術経費率のB、Dの合計額が最大となるので、技術経費率は30%とする。 (2) 類似構造物については、基本となる構造物と同じ技術経費率を用いる。 (3) 変更設計の場合の技術経費率は、当初設計に用いた技術経費率とする。 (4) 主任技術者を計上する場合 1) 技術経費率40%を適用する設計業務等については、主任技術者（A）を計上する。 2) 技術経費率40%を超え60%以下の率を適用する設計業務等については、主任技術者（B）を計上する。 (5) 技術経費率60%を適用する場合 技術経費率60%を適用する設計業務等は、業務内容が技術的に極めて高度であり、かつ複雑困難なものである場合で、シンクタンク等に委託するものとする。 (6) 技術経費率40%を超える場合の運用 業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単に支配的な工種の技術経費率とはせず、それぞれの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の技術経費率を定めるものとする。ただし、技術経費率は、10%単位とする。 1－10 設計変更の積算方法 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 業 務 価 格 (落札率を乗じた額) = 変更官積算業務価格 × 直 前 の 請 負 額 直前の官積算額 変 更 業 務 委 託 料 = 業 務 価 格 × (1＋消費税率) (落札率を乗じた額) 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。	工 種	技術経費率	対 象 金 額	A	20%	2,000,000	B	30%	1,100,000	C	40%	3,600,000	D	30%	3,100,000	1－9 技術経費率の運用 (1) 技術経費率の異なる工種が混在する場合は、その業務の支配的な工種の技術経費率を採用する。支配的な工種とは、技術経費率の対象額が最も多い工種とする。 なお、測量業務（測量調査費）、地質調査業務（解析等調査業務）及び設計業務等を合併して積算し発注する場合も、その業務の支配的な工種の技術経費率を採用するものとする。 ＜例＞ <table><tr><th>工 種</th><th>技術経費率</th><th>対 象 金 額</th></tr><tr><td>A（地質：解析等調査）</td><td>30%</td><td>1,100,000</td></tr><tr><td>B（設計：連続箱桁PC）</td><td>40%</td><td>3,600,000</td></tr><tr><td>C（設計：重力式橋台）</td><td>20%</td><td>2,000,000</td></tr><tr><td>D（設計：場所打杭）</td><td>30%</td><td>3,100,000</td></tr></table> 同一技術経費率のA、Dの合計額が最大となるので、技術経費率は30%とする。 (2) 類似構造物については、基本となる構造物と同じ技術経費率を用いる。 (3) 変更設計の場合の技術経費率は、当初設計に用いた技術経費率とする。 (4) 主任技術者を計上する場合 1) 技術経費率40%を適用する設計業務等については、主任技術者（A）を計上する。 2) 技術経費率40%を超え60%以下の率を適用する設計業務等については、主任技術者（B）を計上する。 (5) 技術経費率60%を適用する場合 技術経費率60%を適用する設計業務等は、業務内容が技術的に極めて高度であり、かつ複雑困難なものである場合で、シンクタンク等に委託するものとする。 (6) 技術経費率40%を超える場合の運用 業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単に支配的な工種の技術経費率とはせず、それぞれの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の技術経費率を定めるものとする。ただし、技術経費率は、10%単位とする。 1－10 設計変更の積算方法 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 業 務 価 格 (落札率を乗じた額) = 変更官積算業務価格 × 直 前 の 請 負 額 直前の官積算額 変 更 業 務 委 託 料 = 業 務 価 格 × (1＋消費税率) (落札率を乗じた額) 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。	工 種	技術経費率	対 象 金 額	A（地質：解析等調査）	30%	1,100,000	B（設計：連続箱桁PC）	40%	3,600,000	C（設計：重力式橋台）	20%	2,000,000	D（設計：場所打杭）	30%	3,100,000	追加 訂正
工 種	技術経費率	対 象 金 額																															
A	20%	2,000,000																															
B	30%	1,100,000																															
C	40%	3,600,000																															
D	30%	3,100,000																															
工 種	技術経費率	対 象 金 額																															
A（地質：解析等調査）	30%	1,100,000																															
B（設計：連続箱桁PC）	40%	3,600,000																															
C（設計：重力式橋台）	20%	2,000,000																															
D（設計：場所打杭）	30%	3,100,000																															

改訂内容	応用測量関係の成果検定対象追加		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘 要
2-1-1	第2編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準 1-1 成果検定 1-1-1 成果検定の対象 (1) 基本測量（全ての測量の基礎となる測量で、国土地理院が行うものをいう） 基本測量は全ての測量の基礎となるものであり、高精度を要し、かつ利用度の高いものであるので、原則として全ての基本測量を成果検定の対象とする。 (2) 公共測量（地方整備局等が行う測量） 公共測量作業規程で、精度を要すると規定されている測量、後続の測量の基準となる測量、及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真図・数値地図を含む。）、空中写真撮影、一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の基準とする。 1) 基準点測量関係 ① 1級基準点測量 全てを検定の対象とする。 ② 2級基準点測量 全てを検定の対象とする。 ③ 3級基準点測量 下記3項目のうちの一つに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・4級基準点測量の基準となる場合 ・縮尺1/500地図作成のための標定点測量の基準となる場合。 ④ 4級基準点測量 下記2項目のうちの一つに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・縮尺1/1000以上の地図作成のための標定点測量の基準となる場合 2) 水準測量関係 ① 1級水準測量 全てを検定の対象とする。 ② 2級水準測量 全てを検定の対象とする。 ③ 3級水準測量 下記2項目のうちの一つに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合 3) 撮影関係 撮影面積にかかわらず検定の対象とする。なお、空中写真については、撮影後速やかに検定を受けるものとする。 4) 地図作成関係 航測で作成した地図(修正を含む)・写真図については、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。 5) 応用測量関係 路線測量・河川測量において実施される縦断測量で3kmを越えるものを検定の対象とする。 6) 数値地図作成関係 T S地形測量・デジタルマッピング・既成図数値化・数値地形図修正で作成した数値地形図・数値地形図データファイルについては、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。	なお、縦断測量（仮BM設置測量・水準基標測量を含む）は、主に水準測量により行われていることから、検定料金が示されていない場合は、該当する水準測量の検定料金を適用することが出来るものとする。	追加

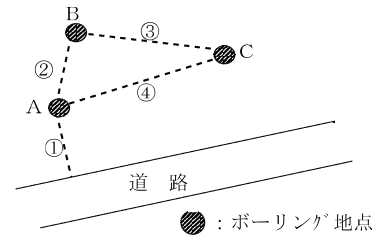
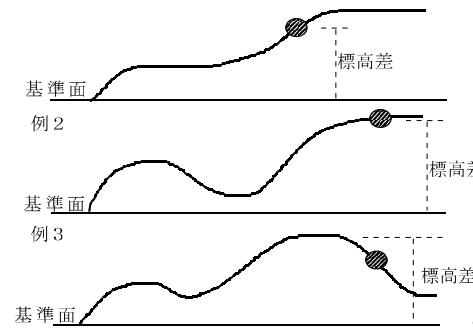
改訂内容	誤植の修正		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
2-2-3	第2節 路線測量 2-1 路線測量 (1) 路線測量を行う場合、既知点から既知点間の基準点測量を実施し、路線測量に必要な新点（始点・終点等）を設置するものとする。 (2) 路線測量における積算計上距離は、路線（測点）延長とする。  (3) 伐採歩掛は伐採した中心線延長分を計上するものとする。 (4) 用地幅杭設置測量の取付部について、取付道路が独自に中心線を持ち、その中心線を基に幅杭設置するものは、その延長を本線に加算するものとする。 ただし、取付延長が短い等により、本線中心線を基に幅杭設置するものは、本線に含むものとし、別途加算しないものとする。 2-2 変化率 (1) 横断測量の変化率の算定において「横断測量の測量幅及び測点間隔による変化率」に示す値の間になる場合は、直近の変化率を採用する。 (2) 曲線数による変化率の算定は、標準歩掛「曲線数による変化率参考図」による曲線数で算定する。 ・曲線数による変化率の算定例 測線延長2.3kmで、単曲線（R1、R2）が2箇所及び凸型のクロソイド曲線（A1.1、A2.1、A2.2）が2箇所の場合  (1km当たり換算単曲線数) = (換算単曲線数) ÷ (測線延長) = { (単曲線数) + (クロソイド曲線数) × 2 } ÷ (測線延長) = (2 + 2 × 2) ÷ 2.3 = 2.6 ÷ 3 (箇所) ∴変化率表より変化率は「+0.1」となる。	第2節 路線測量 2-1 路線測量 (1) 路線測量を行う場合、既知点から既知点間の基準点測量を実施し、路線測量に必要な新点（始点・終点等）を設置するものとする。 (2) 路線測量における積算計上距離は、路線（測点）延長とする。  (3) 伐採歩掛は伐採した中心線延長分を計上するものとする。 また、伐採幅については、測定が可能になる範囲とする。 (4) 用地幅杭設置測量の取付部について、取付道路が独自に中心線を持ち、その中心線を基に幅杭設置するものは、その延長を本線に加算するものとする。 ただし、取付延長が短い等により、本線中心線を基に幅杭設置するものは、本線に含むものとし、別途加算しないものとする。 2-2 変化率 (1) 横断測量の変化率の算定において「横断測量の測量幅及び測点間隔による変化率」に示す値の間になる場合は、直近の変化率を採用する。 (2) 曲線数による変化率の算定は、標準歩掛「曲線数による変化率参考図」による曲線数で算定する。 ・曲線数による変化率の算定例 測線延長2.3kmで、単曲線（R1、R2）が2箇所及び凸型のクロソイド曲線（A1.1、A2.1、A2.2）が2箇所の場合  (1km当たり換算単曲線数) = (換算単曲線数) ÷ (測線延長) = { (単曲線数) + (クロソイド曲線数) × 2 } ÷ (測線延長) = (2 + 2 × 2) ÷ 2.3 = 2.6 ÷ 3 (箇所) ∴変化率表より変化率は「+0.0」となる。	追加 <

改訂内容	図についてコース数とコース方向数の追加		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	適用
2-2-24	(8) 撮影面積 撮影面積は、空中写真を必要とする地域の面積で、地形図作成の場合は、安全性と標定点の配置状況を考慮した面積とする。 ※ 線状撮影の場合の面積 単発機を使用して、広角カメラ（焦点距離 $f=0.15\text{m}$）で線状の撮影をする場合の面積は、次により算定するものとする。 $\text{撮影面積 (km}^2\text{)} = \text{写真一辺の実距離 (km)} \times \text{撮影総延長 (km)}$ 5-3-2 撮影コースの計画 コースの計画は、撮影地域を十分に覆って図化作業に支障のないようにし、かつ、撮影地域の地形を考えて、航空保安上から撮影運航に障害のないように計画する。 コースは、東西方向に計画するのが、実体観測をする際には理想的である。地域が狭長である場合及び路線撮影の場合は、後続作業での基準点配置、図化能率等の経済性を考慮して、路線方向及び長方向にコースを計画する。 ※ 路線撮影コースの計画 道路・河川・海岸・鉄道等細長く伸びている地物を図化するために、路線撮影を実施する際は、計画する地域が撮影するコース幅の70%～80%位の範囲におさまるように余裕を持たせ、全体的な形状に沿わせて直線でコースを計画する。また、折れ曲がっているコースの折点では、重複して撮影するようにコースを延伸する。 また、コースを2、3モデル延長する事により、既設基準点が含まれて空中三角測量に利用できる場合、新たに標定点を設けるよりは経済的なことが多い。 図 2-5-9 広地域撮影計画例 図 2-5-10 路線撮影計画例	コース数 4 コース方向数 1 コース数 2 コース方向数 2 1	適用

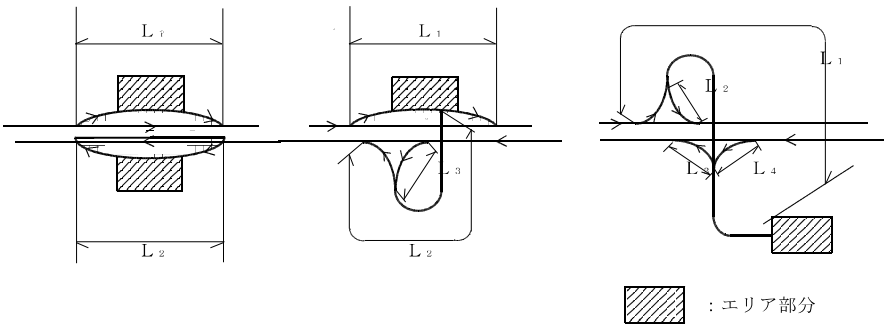
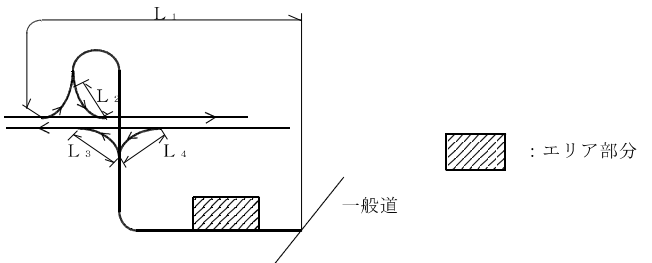
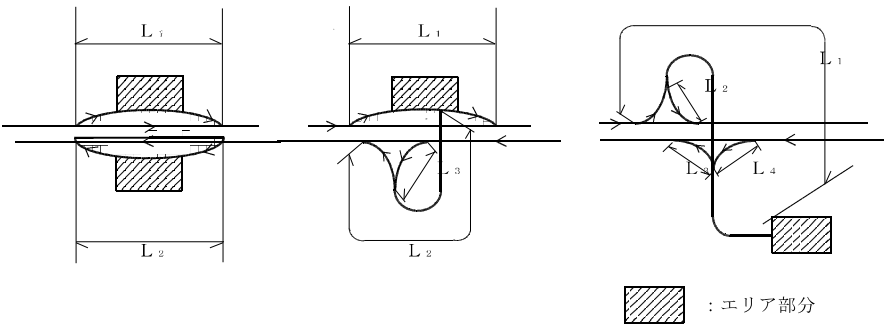
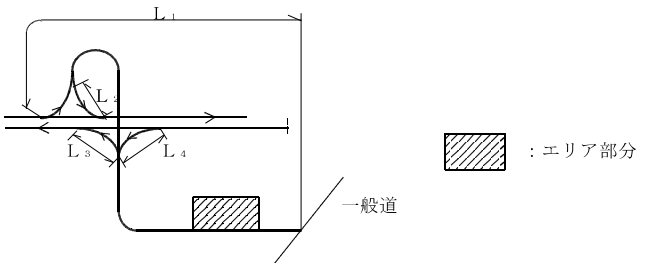
改訂内容	図についてコース数とコース方向数の追加																												
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																										
2-2-25	 図 2-5-1 1 ※ 横方向のコースは、左図のように 1 コースでも良いようであるが、余裕を持たせて、両方とも復コースとして計画した。また、完全に覆うように S.L を 20% とした。 5-3-3 航空カメラとレンズ (1) 現在、日本で使われている測量用航空カメラは、表 2-5-2 のとおりである。 <table><caption>表 2-5-2 測量用航空カメラの種類</caption><tr><th>会 社 名</th><th>カ メ ラ 名 称</th></tr><tr><td>ツアイス社 (ドイツ)</td><td>RMK 15/23, RMK 21/18, RMK-A 15/23, RMK-A 21/18</td></tr><tr><td>ライカ社 (元ウイット社)</td><td>RC-8, RC-10, RC-20, RC-30</td></tr></table> (2) これらのカメラは、表 2-5-3 のとおり写角により広角と普通角に分けられる。超広角と呼ばれるカメラもあるが、日本ではあまり使われていない。 <table><caption>表 2-5-3 測量用航空カメラの諸元</caption><tr><th>カメラ</th><th>焦点距離</th><th>写角</th><th>画面サイズ</th><th>主 な 使 用 対 象</th></tr><tr><td>普通角</td><td>21 cm</td><td>62°</td><td>18×18cm</td><td>山地の調査、高層ビル街等</td></tr><tr><td>広 角</td><td>15.3</td><td>90°</td><td>23 × 23</td><td>一般の測量・調査用</td></tr><tr><td>超広角</td><td>8.85</td><td>120 °</td><td>23 × 23</td><td>開発地域の 1/50,000 図等</td></tr></table>	会 社 名	カ メ ラ 名 称	ツアイス社 (ドイツ)	RMK 15/23, RMK 21/18, RMK-A 15/23, RMK-A 21/18	ライカ社 (元ウイット社)	RC-8, RC-10, RC-20, RC-30	カメラ	焦点距離	写角	画面サイズ	主 な 使 用 対 象	普通角	21 cm	62°	18×18cm	山地の調査、高層ビル街等	広 角	15.3	90°	23 × 23	一般の測量・調査用	超広角	8.85	120 °	23 × 23	開発地域の 1/50,000 図等	コース数 4 コース方向数 2 コース数 3 コース方向数 2 路線撮影計画例 2	追加 追加 追加
会 社 名	カ メ ラ 名 称																												
ツアイス社 (ドイツ)	RMK 15/23, RMK 21/18, RMK-A 15/23, RMK-A 21/18																												
ライカ社 (元ウイット社)	RC-8, RC-10, RC-20, RC-30																												
カメラ	焦点距離	写角	画面サイズ	主 な 使 用 対 象																									
普通角	21 cm	62°	18×18cm	山地の調査、高層ビル街等																									
広 角	15.3	90°	23 × 23	一般の測量・調査用																									
超広角	8.85	120 °	23 × 23	開発地域の 1/50,000 図等																									

改訂内容	字句訂正																																												
現行基準 のページ	現行	改訂	摘要																																										
3-1-1	3編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-1 適用範囲 1-1-1 施工単価が適用できる地質調査 ①機械ボーリング ②サンプリング ③サウンディング及び原位置試験 ④現場内小運搬 ⑤足場仮設 ⑥その他間接調査費 ⑦解析等調査業務 1-1-2 施工単価が適用できない地質調査 ①弾性波探査（スタッキング法・発破法） ②軟弱地盤技術解析 ③地すべり調査 ④印刷製本費 1-1 地質調査業務の構成	第3編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-1 適用範囲 1-1-1 市場単価が適用できる地質調査 ①機械ボーリング ②サンプリング ③サウンディング及び原位置試験 ④現場内小運搬（機 械器具損料を除く） ⑤足場仮設 ⑥その他間接調査費 1-1-2 施工単価が適用できる地質調査 ①現場内小運搬における機械器具損料 ②解析等調査業務 1-1-3 市場単価及び施工単価が適用できない地質調査 ①弾性波探査（スタッキング法・発破法） ②軟弱地盤技術解析 ③地すべり調査 ④印刷製本費 1-2 地質調査業務の構成	訂正 追加 追加																																										
3-1-2	1-2 地質調査の目的と方法	1-2 地質調査業務の構成	訂正																																										
3-1-3	1-3 地質調査相互関連図	1-3 地質調査の目的と方法	訂正																																										
3-2-3	1-1-4 その他 （1） 岩分類に対する施工単価ボーリング規格 岩分類に対する施工単価のボーリング規格は下表を標準とする。 <table><tr><th>岩分類</th><th>施工単価ボーリング規格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>軟岩Ⅰ</td><td>軟岩</td><td></td></tr><tr><td>軟岩Ⅱ</td><td>軟岩</td><td>が「イロド」ビットが必要な場合は、中硬岩を使用。</td></tr><tr><td>中硬岩</td><td>中硬岩</td><td></td></tr><tr><td>硬岩Ⅰ</td><td>硬岩</td><td></td></tr><tr><td>硬岩Ⅱ</td><td>極硬岩</td><td></td></tr><tr><td>破砕帯</td><td>破砕帯</td><td></td></tr></table> （2） ボーリング（試錐）等においては、原則として既存資料の収集・現地調査，資料整理とりまとめ断面図等の作成，総合解析とりまとめ，協議打合せを計上するものとする。 （3） 施工単価については、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る施工単価は別途通知する。 （4） 施工単価については、夜間作業は別途考慮とする。 （5） 室内土質試験等は、物価資料を参考にして積算するものとし、直接調査費に計上する。	岩分類	施工単価ボーリング規格	備 考	軟岩Ⅰ	軟岩		軟岩Ⅱ	軟岩	が「イロド」ビットが必要な場合は、中硬岩を使用。	中硬岩	中硬岩		硬岩Ⅰ	硬岩		硬岩Ⅱ	極硬岩		破砕帯	破砕帯		1-1-4 その他 （1） 岩分類に対する市場単価ボーリング規格 岩分類に対する市場単価のボーリング規格は下表を標準とする。 <table><tr><th>岩分類</th><th>施工単価ボーリング規格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>軟岩Ⅰ</td><td>軟岩</td><td></td></tr><tr><td>軟岩Ⅱ</td><td>軟岩</td><td>が「イロド」ビットが必要な場合は、中硬岩を使用。</td></tr><tr><td>中硬岩</td><td>中硬岩</td><td></td></tr><tr><td>硬岩Ⅰ</td><td>硬岩</td><td></td></tr><tr><td>硬岩Ⅱ</td><td>極硬岩</td><td></td></tr><tr><td>破砕帯</td><td>破砕帯</td><td></td></tr></table> （2） ボーリング（試錐）等においては、原則として既存資料の収集・現地調査，資料整理とりまとめ断面図等の作成，総合解析とりまとめ，協議打合せを計上するものとする。 （3） 市場単価については、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る施工単価は別途通知する。 （4） 市場単価については、夜間作業は別途考慮とする。 （5） 室内土質試験等は、物価資料を参考にして積算するものとし、直接調査費に計上する。	岩分類	施工単価ボーリング規格	備 考	軟岩Ⅰ	軟岩		軟岩Ⅱ	軟岩	が「イロド」ビットが必要な場合は、中硬岩を使用。	中硬岩	中硬岩		硬岩Ⅰ	硬岩		硬岩Ⅱ	極硬岩		破砕帯	破砕帯		訂正 訂正
岩分類	施工単価ボーリング規格	備 考																																											
軟岩Ⅰ	軟岩																																												
軟岩Ⅱ	軟岩	が「イロド」ビットが必要な場合は、中硬岩を使用。																																											
中硬岩	中硬岩																																												
硬岩Ⅰ	硬岩																																												
硬岩Ⅱ	極硬岩																																												
破砕帯	破砕帯																																												
岩分類	施工単価ボーリング規格	備 考																																											
軟岩Ⅰ	軟岩																																												
軟岩Ⅱ	軟岩	が「イロド」ビットが必要な場合は、中硬岩を使用。																																											
中硬岩	中硬岩																																												
硬岩Ⅰ	硬岩																																												
硬岩Ⅱ	極硬岩																																												
破砕帯	破砕帯																																												

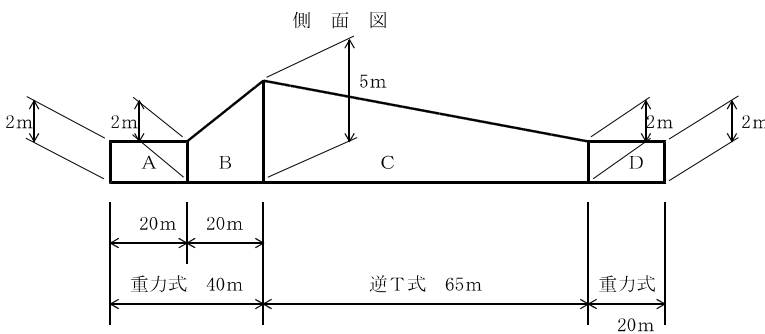
改訂内容	新規追加																										
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																								
3-2-4	2) 足場材料等（仮囲い以外は平坦地足場の重量分を差し引いた重量） <table><tr><th>区 分</th><th>標準重量</th></tr><tr><td>湿 地 足 場</td><td>950kg</td></tr><tr><td>傾 斜 地 足 場</td><td>900kg</td></tr><tr><td>水 上 足 場 (水深 1 m未満)</td><td>1,500kg</td></tr><tr><td>水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)</td><td>1,950kg</td></tr><tr><td>環境保全(仮囲い)</td><td>250kg</td></tr></table> 注) 1. 傾斜地足場の重量は、垂直ボーリングで深度80m以下、地形傾斜15° ～30° を標準としており、これ以外のケースは別途とする。 2. モノレール運搬、索道運搬を行う場合の機材は別途とする。 3. 配管給水を行う場合の機材は別途とする。	区 分	標準重量	湿 地 足 場	950kg	傾 斜 地 足 場	900kg	水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg	水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg	環境保全(仮囲い)	250kg	2) 足場材料等（仮囲い以外は平坦地足場の重量分を差し引いた重量） <table><tr><th>区 分</th><th>標準重量</th></tr><tr><td>湿 地 足 場</td><td>950kg</td></tr><tr><td>傾 斜 地 足 場</td><td>900kg</td></tr><tr><td>水 上 足 場 (水深 1 m未満)</td><td>1,500kg</td></tr><tr><td>水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)</td><td>1,950kg</td></tr><tr><td>環境保全(仮囲い)</td><td>250kg</td></tr></table> 注) 1. 傾斜地足場の重量は、垂直ボーリングで深度80m以下、地形傾斜15° ～30° を標準としており、これ以外のケースは別途とする。 2. モノレール運搬、索道運搬を行う場合の機材は別途とする。 3. 配管給水を行う場合の機材は別途とする。 (4) 総運搬距離及び設置距離について 1) 人肩運搬及び特装車運搬の総運搬距離積算例 例 1 総運搬距離＝①＋②＋③＋④ 例 2 道路 a から道路 b へ出る場合 総運搬距離＝①＋②＋③ 道路 a から道路 a へ戻る場合 総運搬距離＝①＋②＋②＋①	区 分	標準重量	湿 地 足 場	950kg	傾 斜 地 足 場	900kg	水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg	水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg	環境保全(仮囲い)	250kg	追加
区 分	標準重量																										
湿 地 足 場	950kg																										
傾 斜 地 足 場	900kg																										
水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg																										
水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg																										
環境保全(仮囲い)	250kg																										
区 分	標準重量																										
湿 地 足 場	950kg																										
傾 斜 地 足 場	900kg																										
水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg																										
水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg																										
環境保全(仮囲い)	250kg																										

改訂内容	新規追加		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
3-2-4		2) モノレール運搬設置距離・設置箇所計算例  case 1 設置距離＝①＋②＋③ 設置箇所数＝1箇所 case 2 設置距離＝①＋②＋④ 設置箇所数＝2箇所 ●：ボーリング地点 なお、積算に当たっては経済比較により安価な方を採用すること。	追加
3-2-4		(5) 補正係数の設定について 1) 標高差の考え方 例 1  基準面 標高差 例 2 基準面 標高差 例 3 基準面 標高差 ●：ボーリング地点 人肩運搬もしくは特装車で現場内小運搬を行う場合の「換算距離」における標高差は、図に示すとおり基準面からの最大標高差とする。 なお、搬入路伐採等における標高差も同様の考え方とする。	追加

改訂内容	標準歩掛廃止に伴い全面削除			
現行基準 のページ	現 行	改 訂		摘要
4-1-6	2-4 トランペット・クローバー型 I. C 詳細設計 2-4-1 歩掛の適用 トランペット・クローバ型 I C 詳細設計については、高架構造部分の延長が、そのランプ毎の全延長の60%を越えるランプについては、本歩掛は適用できない。 図 2-3 I. C 参考図 Aランプ：Aランプ高架延長／Aランプ全延長＝30% → 標準歩掛 Bランプ：Bランプ高架延長／Bランプ全延長＝61% → 別途積算 Cランプ：Cランプ高架延長／Cランプ全延長＝80% → 別途積算 Dランプ：Dランプ高架延長／Dランプ全延長＝60% → 標準歩掛 ※但し、（A＋B＋C＋D）＜3 km の場合 ジャンクション詳細設計についても、トランペット・クローバー型 I. C 詳細設計の標準歩掛と、上記凡例を適用する。	【削 除】		削除

改訂内容	トランペット・クロバ型 I C 詳細設計の運用削除に伴い適用範囲を移行		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
4-1-7	第 3 節 道路休憩施設設計 3-1 道路休憩施設設計 (1) 適用 標準歩掛は、高規格幹線道路及びこれに準ずる道路に設置する道路休憩施設設計（予備・詳細）に適用する。 (2) 通り抜け車道の延長 対象区間のノーズ間距離（積算延長：L）は下記のとおりとする。 〈ケース1〉$L = L_1 + L_2$ 〈ケース2〉$L = L_1 + L_2 + L_3$ 〈ケース3〉$L = L_1 + L_2 + L_3 + L_4$  (3) 詳細設計の横断面 仕様書でいう横断面の20m間隔は、通り抜け車道の道路設計に適用し、エリア部分の横断面については、標準部及び特殊部について作成する。 (4) インターチェンジとサービスエリア（パーキングエリア）の併設施工の場合の対象区間のノーズ間距離（積算延長：L） $L = L_1 + L_2 + L_3 + L_4$  (5) 橋梁予備（詳細）設計を同時に発注する場合は、橋梁部の延長はサービスエリア（パーキングエリア）予備（詳細）設計に計上しないものとする。 (6) 対象区間のノーズ間距離（積算延長：L）が長い場合 詳細設計で対象区間のノーズ間距離（積算延長：L）が3 km以上になるものは別途積算とする。 (7) 高架構造を主体とする通り抜け車道の設計については、トランペット・クロバ型 I C 設計の高架構造についての運用によるものとする。	第 3 節 道路休憩施設設計 3-1 道路休憩施設設計 (1) 適用 標準歩掛は、高規格幹線道路及びこれに準ずる道路に設置する道路休憩施設設計（予備・詳細）に適用する。 (2) 通り抜け車道の延長 対象区間のノーズ間距離（積算延長：L）は下記のとおりとする。 〈ケース1〉$L = L_1 + L_2$ 〈ケース2〉$L = L_1 + L_2 + L_3$ 〈ケース3〉$L = L_1 + L_2 + L_3 + L_4$  (3) 詳細設計の横断面 仕様書でいう横断面の20m間隔は、通り抜け車道の道路設計に適用し、エリア部分の横断面については、標準部及び特殊部について作成する。 (4) インターチェンジとサービスエリア（パーキングエリア）の併設施工の場合の対象区間のノーズ間距離（積算延長：L） $L = L_1 + L_2 + L_3 + L_4$  (5) 橋梁予備（詳細）設計を同時に発注する場合は、橋梁部の延長はサービスエリア（パーキングエリア）予備（詳細）設計に計上しないものとする。 (6) 対象区間のノーズ間距離（積算延長：L）が長い場合 詳細設計で対象区間のノーズ間距離（積算延長：L）が3 km以上になるものは別途積算とする。 (7) 高架構造を主体とする通り抜け車道の設計については、高架構造部分の延長が、そのランプ毎の全延長の60%を越えるランプについては、本歩掛は適用できない。	訂正

NK07北陸.jtd

改訂内容	一般構造物設計：重力式・逆T式擁壁詳細設計で、計算例を追加した。				
現行基準 のページ	現 行		改 訂	摘要	
4-1-22	2) 箇所数 重力式： $n_a = \boxed{2}$ (標準設計使用の断面数) 逆T式： $n_b = \boxed{3} + \boxed{2} = \boxed{5}$ ↓ ↓ 標準設計使用断面数 類似構造物使用の断面数 3) 設計歩掛 (道路設計に含めて発注するため現地踏査は計上しない。) 重力式： $\boxed{1 \text{ 断面当り歩掛 } 1} \times \boxed{2} = \boxed{\text{設計歩掛 } 1}$ ↓ 重力式の n_a 逆T式： $\boxed{1 \text{ 断面当り歩掛 } 2} \times \boxed{5} = \boxed{\text{設計歩掛 } 2}$ ↓ 逆T式の n_b $\boxed{\text{設計歩掛 } 1} + \boxed{\text{設計歩掛 } 2} = \boxed{\text{設計歩掛の合計}}$		[ケース3] (1) 積算条件 1) 詳細設計である。道路設計に含めて発注する。(予備設計を行い、概略設計計算済。) 2) 杭基礎である。(標準設計は適用できない。) 3) 逆T式 延長= 65m H=2.0~5.0m 重力式 延長= 60m (A) 及び (D) $\left\{ \begin{array}{l} H=2.0\text{m}, L=40\text{m} \text{ (同高)} \\ H=2.0\sim 5.0\text{m}, L=20\text{m} \end{array} \right.$ (B) 4) 仮設設計は行わない。 側 面 図 		追加

改訂内容	一般構造物設計：重力式・逆T式擁壁詳細設計で、計算例を追加した。		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
4-1-22	4-5-3 モタレ式擁壁 (1) 積算条件	(2) 計 算 例 1) 1箇所(1断面)当りの歩掛 逆T式：$\boxed{\text{標準歩掛}} \times \boxed{0.9} = \boxed{1 \text{断面当り歩掛1}}$ ↓ 予備設計で概略設計計算済 (-10%) 重力式：$\boxed{\text{標準歩掛}} \times \boxed{0.9} = \boxed{1 \text{断面当り歩掛2}}$ ↓ 予備設計で概略設計計算済 (-10%) 2) 箇所数 ① 逆T式 (C) $n_{c1} = \Delta h / 1.0\text{m} = 3.0 / 1.0 = 3.0 \rightarrow 3$ $n_{c2} = L / 40\text{m} = 65 / 40 = 1.625 \rightarrow 2$ $n_{c1} > n_{c2}$より $n_c = 3$ とする。 逆T式の設計箇所数 $n = 1 + (\boxed{3} - 1) \times 0.7 = \boxed{2.4}$ ↓ n_b 高さが変化した連続した擁壁 $\Delta h = (5.0\text{m} - 2.0\text{m}) = 3.0\text{m}$ $L = 65\text{m}$ ② 重力式 (A)及び(D) $n_{ad} = \boxed{1}$ (同型, 同高, 同設計条件) ($L = 20\text{m} + 20\text{m} = 40\text{m}$分) (B) $n_{b1} = \Delta h / 1.0\text{m} = 3.0 / 1.0 = 3.0 \rightarrow 3$ $n_{b2} = L / 40\text{m} = 20 / 40 = 0.5 \rightarrow 1$ 上式による場合、箇所数は3箇所となるが、 (B)区間の延長が20m以下のため1箇所を設計断面数とする。 $\therefore n_b = \boxed{1}$ 重力式の設計箇所数 $n = \boxed{1} + \boxed{1} = \boxed{2.0}$ ↓ ↓ n_{ad} n_b 高さが変化した連続した擁壁 $\Delta h = (5.0\text{m} - 2.0\text{m}) = 3.0\text{m}$ $L = 20\text{m}$ 3) 設計歩掛 (道路設計に含めて発注するため現地踏査は計上しない。一般構造物基礎工の歩掛を加算する。) 逆T式：$\boxed{1 \text{断面当り歩掛1}} \times \boxed{2.4} + \boxed{\text{一般構造物基礎工の歩掛}} = \boxed{\text{設計歩掛1}}$ ↓ ↓ n 別途積算 重力式：$\boxed{1 \text{断面当り歩掛2}} \times \boxed{2.0} + \boxed{\text{一般構造物基礎工の歩掛}} = \boxed{\text{設計歩掛2}}$ ↓ ↓ n 別途積算 $\boxed{\text{設計歩掛1}} + \boxed{\text{設計歩掛2}} = \boxed{\text{設計歩掛の合計}}$	追加